三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び三次市 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年9月1日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)

(三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改 正)

第1条 三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年三次市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の 確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全 てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすること ができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
  - ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
  - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは,第27条に規定する小規模保育 事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5 項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって,第1項第 1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、 次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
    - ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の 分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
  - (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連 携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定めるものをいう。
  - (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。 附則第3条中「10年」を「15年」に改める。

(三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年三次市条例第20号)の一部を次のように改正する

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「支援を行う」を「支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の 全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととするこ とができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること
  - (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。
    - ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの 役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないように するための措置が講じられていること。
- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第42条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下 げ、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
  - (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には , 次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。
    - ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割 の分担及び責任の所在が明確化されていること。
    - イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにする ための措置が講じられていること。
  - (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。
- 5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。
  - (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次 号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代 替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
  - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者 附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
  - (適用区分)
- 2 改正後の三次市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 及び三次市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の規定は、令和7年度以後の家庭的保育事業等の設備及び運営並び に特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について適用する。